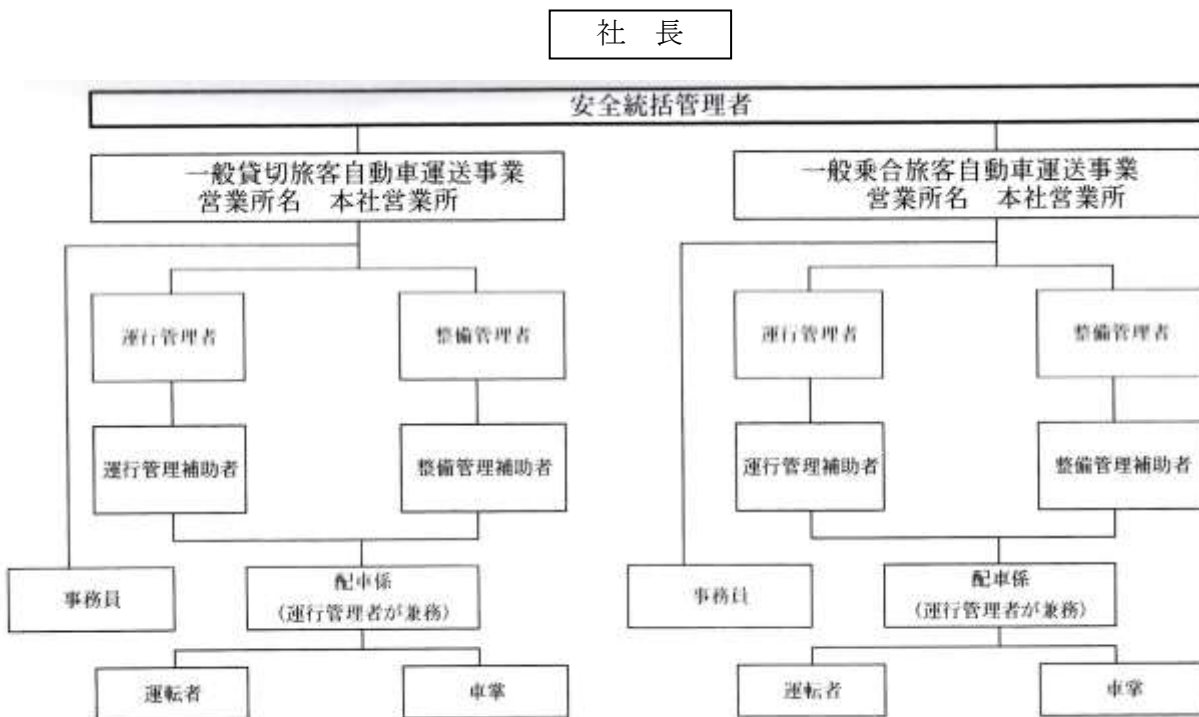


安全管理規定

越佐観光バス安全管理規程とは、関係法令の改正に伴い平成25年に制定したもので・輸送の安全を確保するための基本的な方針を定めたものです。

① 安全管理規程で定める安全の確保に関する体制



② 安全管理規程上の主な管理者等の責務

社長	旅客運送事業の実施および管理の体制の整備ならびそれらの管理の方法を確実にし、その結果必要となる改善を確実に行うとともに、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負います。
安全統括管理者 (専務取締役)	取締役の中から安全に関して十分な知識および経験を有する者が、社長により選任されます。安全の確保を最優先とした上で、輸送業務および各管理部門を有機的に統括管理し、随時確認を行い見直しおよび改善の措置を講じるとともに、役員および社員に対し関係法令等の遵守と安全最優先の意識を徹底させます。
運転管理者	運転関係の係員、施設および車両を総合的に活用し、運行計画の設定および改定を行い、その安全性、実現性の検証を行うとともに列車の運行管理、乗務員の教育および資質の保持その他運転に関する事項を統括します。
乗務員指導管理者	乗務員の資質（知識および技能）の維持管理、保持に関する定期的な確認および報告に関する事項を管理します。

2 経営管理層の取り組み

① 職場巡視

定期的に社長、安全統括管理者が「職場巡視」を行っています。また点呼執行を率先して経営管理層が実施し現業係員がコミュニケーションを図ることで十分な意思疎通を行い、安全管理体制の確立に取り組んでいます。

② 事故防止講和

3月、8月、12月には、外部講師による「事故防止講話」を開催しています。また各職場とも、この講話および資料の内容を職場に持ち帰り、展開することで安全管理体制の確立に役立っています。



3 異常発生時の体制

① 事故・災害等対策規則

バス運行に重大な影響を及ぼす自然災害や運転事故に対し、その予防措置や被害の拡大防止、早期復旧を図ることを目的として各規則を定めています。

② 運転事故等発生時における救急体制心得

運転事故等が発生した場合に、人命救助を最優先とした上ですみやかに情報を収集し、社内および警察や消防との連絡を緊密にすることにより、緊急時における円滑な処置を行い、お客様やマスコミの皆様に適切な情報を提供するため「運転事故等発生時における救急体制心得」を定めています。

③ 異常発生時の情報伝達

運転事故や災害等が発生した場合には、「異常時管理体制」により社長をはじめとする関係者に速報します。



4 安全監査（内部監査）

安全管理規程に基づき、安全管理体制が確立され適切に機能していることを確認するために、安全対策部長を安全監査責任者として安全監査（内部監査）を実施しています。

安全監査実施計画を策定し、「重点監査項目」を定めて適合性だけでなく各項目に対する有効性のチェックを実施します。

5 安全の推進と見直し

安全対策会議 議長：安全統括管理者

当社で発生した不具合等について検討し安全対策を確立するとともに、他の鉄道事業者での事故事例についても、その状況を当社に置き換えて防止対策を講じています。

これらは輸送の安全に関する対応状況として一元的に管理しています。

また「ヒヤリハット」情報が各部門から報告され、その対策が部門間にまたがる場合には安全推進会議でその対策を決定します。



安全推進委員会

安全方針や安全重点施策等が決定されるとともに、各部の安全対策の実施状況等が報告されます。安全統括管理者が社長に報告しその指示を受けます。

マネジメントレビューの実施(安全対策会議)

PDCAサイクルによるスパイラルアップを図るために、安全推進委員会で安全管理体制の見直し（マネジメントレビュー）を実施しています。

定期的に安全方針や安全重点施策等の実施状況を確認し、この結果を踏まえ必要な見直しを行っています。

